

第1回石川海区漁業調整委員会議事録

1. 日時及び場所

令和3年4月20日 火曜日 午後1時30分
石川県庁 11階 1109会議室

2. 招集者の氏名、議事事項及び通知を發した年月日

(1) 招集者氏名 石川県知事 谷本 正憲

(2) 議事事項

- ① 第22期石川海区漁業調整委員会の会長及び会長代理の互選について
- ② 日本海・九州西広域漁業調整委員会委員の石川海区からの代表委員の互選について
- ③ 知事許可漁業の更新について（はえ縄漁業（すけそうだら）県内船他）
 - i 制限措置・許可又は起業の認可を申請すべき期間の公示について（諮問）
 - ii 許可等の取扱方針の制定について
- ④ まいわし漁獲可能量の留保枠の扱いについて（諮問）
- ⑤ 石川海区漁業調整委員会が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部改正について
- ⑥ 令和3年度石川海区漁業調整委員会開催計画について
- ⑦ 3月の許認可実績について
- ⑧ その他

(3) 通知を發した年月日 令和3年4月7日

3. 出席者

出席委員（15名）

会長	稲村 幸雄	会長代理	新谷 栄作
委員	小川 英樹	委員	勝木 省司
〃	坂下 優	〃	杉野 哲也
〃	中村 明子	〃	中村 浩二
〃	五十嵐誠一	〃	太田 均
〃	角屋 敏彦	〃	川島 和彦
〃	笹波 守勝	〃	中 浩二
〃	橋本 勝寿		
欠席委員	なし		

水産課 武田次長兼水産課長、沢田課長補佐、須沼専門員、島田主任技師、
事務局 福嶋局長、大内局次長

4. 議事の顛末 別紙のとおり

5. 議決・報告事項

- (1) 第22期石川海区漁業調整委員会の会長及び会長代理の互選について
会長に稲村幸雄委員、会長代理に新谷栄作委員を互選した。
- (2) 日本海・九州西広域漁業調整委員会委員の石川海区からの代表委員の互選について
代表委員に勝木省司委員を互選した。 (資料2参照)

(3) 知事許可漁業の更新について（はえ縄漁業（すけとうだら）県内船他）

①制限措置・許可又は起業の認可を申請すべき期間の公示について

（諮問・答申）

知事からの諮問は、妥当である旨答申することを決定した。（資料3参照）

②許可等の取扱方針の制定について

水産課からの説明を受け、当該許可等の取扱方針の制定を承認した。

（資料4-1～4-3参照）

(4) まいわし漁獲可能量の留保枠の扱いについて（諮問）

知事からの諮問は、妥当である旨答申することを決定した。（資料5参照）

(5) 石川海区漁業調整委員会が所管する手続等に係る石川県行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部改正について

事務局からの説明を受け、一部改正を承認した。（資料6参照）

(6) 令和3年度石川海区漁業調整委員会開催計画について

事務局から説明を受け、開催計画を了承した。

（資料7参照）

(7) 3月の許認可実績について

水産課から報告を受けた。

（資料8参照）

(8) その他

6. 委員会終了時間 午後2時45分

第1回海区漁業調整委員会の議事の顛末

福 嶋 局 長

定刻となりましたので、ただ今から第1回石川海区漁業調整委員会を開催します。

私は、委員会事務局長の福嶋です。会長選出まで進行をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、石井農林水産部長より挨拶をします。

石 井
農 林 水 産 部 長

皆様、こんにちは。農林水産部長の石井でございます。

委員の皆様におかれましては、年度始めのご多忙の中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

第22期石川海区漁業調整委員会の第1回委員会を開催するにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

皆様もご承知のとおり、三方を海に囲まれる本県において、水産業は、四季折々の特色のある新鮮な水産物を安定的に供給する重要な産業でございます。

しかしながら、現在の漁業を取り巻く状況は、漁獲量の変動、魚価の低迷、漁業就業者の減少など、大変、厳しいものがあります。

水産業界では、こうした状況に対処するため、水産資源管理の推進や漁業経営の合理化、就業者の確保や育成に取り組まれているところでございます。

県としましては、こうした取り組みをしっかりと後押しするとともに、県産水産物のブランド化や販路拡大を促進し、水産業の振興につなげてまいりたいと考えています。

さて、本委員会の役割は、漁場における紛争の防止及び解決をはじめ、漁業権の免許や漁業許可にかかる審議、水産資源管理のために漁獲量の上限を定める漁獲枠の設定など多岐にわたります。

委員の皆様には、長年培ってこられた知識と経験を踏まえて、忌憚のないご意見を賜りますとともに、本委員会の議論が実りあるものになることを祈念いたしまして、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

皆様、よろしくお願いいたします。

福 嶋 局 長

では、第1回目の委員会ということで、第22期石川海区漁業調整委員会の委員の皆様を再任委員、新任委員の順に五十音順でお手元の名簿により、部長の右側からご紹介させていただきます。

稲村幸雄委員、小川英樹委員、勝木省司委員、坂下優委員、新谷栄作委員、杉野哲也委員、中村明子委員、中村浩二委員、五十嵐誠一委員、太田均委員、角屋敏彦委員、川島和彦委員、笹波守勝委員、中浩二委員、橋本勝寿委員、以上15名が、第22期の委員の

皆様でございます。4年間、よろしくお願いいたします。

ここで、誠に恐縮ではございますが、石井部長は、他の業務と重なっておりますので、退席させていただきます。

福 嶋 局 長

引き続き、県水産課の担当職員を紹介させていただきます。

武田農林水産部次長兼水産課長、漁業管理グループの沢田課長補佐、須沼専門員、島田主任技師です。この他に、漁業管理グループは3名おりますが、本日は、業務の都合で欠席しております。

今後、当委員会に出席する機会もあると思いますので、その時に紹介させていただきます。最後に、当委員会事務局の大内次長です。

なお、お手元の資料の最後に、参考資料として水産課の職員一覧を配布させていただいております。

では、本日お配りしております資料の確認をしたいと思います。

最初に次第、次に第22期石川海区漁業調整委員会委員名簿、資料-1「海区漁業調整委員会について」、資料-2「広域漁業調整委員会委員の互選について」、次に、知事許可漁業の更新について（はえ縄漁業（すけそうだら）県内船他）、資料-3「漁業法第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容等について（諮問）」、資料4-1「はえ縄漁業（すけそうだら）の許可等の取扱方針（県内船）」、資料4-2「はえ縄漁業（すけそうだら）の許可等の取扱方針（県外船）」、資料4-3「白山瀬海域におけるかご漁業（ばい類）の許可等の取扱方針」、資料-5「まいわし漁獲可能量の留保枠の扱いについて（諮問）」、資料-6「石川海区漁業調整委員会が所管する手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部改正について」、資料-7「令和3年度石川海区漁業調整委員会開催計画（案）について」、資料-8「3月の許認可実績について」、最後に水産総合センターの漁海況情報をお配りしてあります。

以上ですが、お手元にそろっていますでしょうか。

続きまして、本日は、第1回目の委員会ですので、本委員会の役割などについて、簡単に事務局より説明させていただきます。

大 内 局 次 長

それでは、本委員会の役割等について、説明をします。

2ページの資料1をご覧ください。

1の海区漁業調整委員会の設置として、海区漁業調整委員会は、海面につき農林水産大臣が定める海区に置くということになっております。大臣が定める「海区」は、現在64海区がありますが、本県は、石川海区となります。

次に2の海区漁業調整委員会の構成として、漁業者・漁業従事者委員、学識経験委員、中立（公益代表）委員の計15人で組織することとされております。

次に3の海区漁業調整委員会の議事録の公表として、会長は、農林水産省令で定めるところにより、議事録を作成し、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないこととされております。

本県では、県のホームページに議事録を掲載してございます。

次に4の広域漁業調整委員会ですが、平成13年の漁業法改正により、国の常設機関として設置されているものです。我が国周辺水域における水産資源の管理を的確に行うために、都道府県を広域的に分布回遊し、かつ、それを漁獲する漁業種類が大臣管理漁業と複数の知事管理漁業にまたがる水産資源の管理に係る漁業調整を行うことを目的として設置されております。この広域漁業調整委員会につきましては、議題の2の中で、詳しく説明させていただきます。

最後に、海区漁業調整委員会の役割として、その設置された海区の区域内における漁業に関する事項を処理することとされております。

海区漁業調整委員会の権限については、都道府県資源管理方針の策定・変更、知事管理漁獲可能量の設定・変更に係る知事への意見、漁業権の免許の実質上の決定、入漁権の設置、変更、消滅の裁定、沿岸漁場管理団体の指定、沿岸漁場管理規程の認可・変更に係る知事への意見、委員会指示権、漁業調整規則の制定・変更に係る知事への意見、知事許可漁業の許可基準の制定、制限措置の制定に係る知事への意見、土地及び土地の定着物の使用権の設定、変更、解除の裁定などがあります。

簡単ではございますが、海区漁業調整委員会についての説明は、以上でございます。

福 嶋 局 長

簡単ではございましたが、海区漁業調整委員会の役割等について説明させていただきました。

特に、説明しました内容についてご質問等はございませんでしょうか。無いようでしたら、会議を進めていく中で、ご不明な点があれば、ご質問をしていただければと思います。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。まず、議題1の「第22期石川海区漁業調整委員会の会長及び会長代理の互選」についてです。

これまでも、選出方法につきましては、組織小委員会で協議した結果をご承認していただく方法としておりまして、組織小委員会は、漁業者委員、学識経験委員、公益委員の中から経験の長い委員を各1名ずつお願いし、計3名で協議していただいております。

今回、事務局からの提案といたしましては、漁業者委員からは勝木委員、学識経験委員からは杉野委員、公益委員からは中村明子委員の3名で、組織小委員会という形でお願いしたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

[異議なし]

福 嶋 局 長

ありがとうございます。
それでは、委員長につきましては、前回に引き続きまして、中村明子委員にお願いしたいと思います。

組織小委員会は、別室（隣の1110会議室）で行いたいと思いますので、3名の委員の皆様には移動をお願いします。
他の委員の皆様は、こちらでお待ちいただきたいと思います。

[組織小委員会で協議]

福 嶋 局 長

それでは、お待たせいたしました。
議事を再開します。
組織小委員会での協議結果について、中村明子委員長から報告をお願いします。

中 村 明 子 委 員

それでは、私の方から3名で協議した結果をご報告させていただきます。

まず、任期については、第22期の任期は4年間でございます。

これまでの慣例によりますと、会長は前期と後期、2年ずつ分けるということございましたので、第22期についても、前期と後期に分けてはどうかということになりました。

それで、まず前期の会長につきましては、漁業者の中から選任するということなのですが、令和5年度に漁業権の一斉更新がございます。

それに先立って、公聴会等の手続きがありますが、これらの手続きについて、ご経験のある方がいいのではないかとということになりました。

平成25年度に、前回、一斉更新がございましたけれども、その前の平成24年度に会長をされておられたのが稲村委員でしたので、今回、稲村委員にお願いしてはどうかということになりました。

また、会長代理につきましては、会長からご指名していただくということと、後期につきましては、2年後に改めて協議して選任していただくということではいかがかという結果になりました。

以上のとおり、ご報告させていただきます。

福 嶋 局 長

ありがとうございます。
それでは、ただいまの報告のような形で決めさせていただいて、よろしいでしょうか。

[異議なし]

福 嶋 局 長

ありがとうございます。

それでは、稲村委員に会長をお願いしまして、これ以降の議事進行は会長をお願いしたいと存じます。

それでは、稲村会長には、会長席に移動していただきます。

[会長移動後]

稲 村 会 長

それでは、先に一言、挨拶をさせていただきます。

今程は、第22期石川海区漁業調整委員会の前期の会長ということで、ご指名いただきまして、ありがとうございます。

皆様のお力をお借りしながら、諸問題の解決につなげてまいりたいと思いますので、今後とも、よろしく願いいたします。

福 嶋 局 長

それでは、稲村会長には、会長代理の指名をお願いします。

稲 村 会 長

それでは、私の方から会長代理の指名をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

会長代理は、新谷委員をお願いしたいと思いますが、ご同意いただけますでしょうか。

[異議なし]

稲 村 会 長

それでは、新谷委員、よろしく願いします。

新 谷 会 長 代 理

会長代理に選任されました新谷です。

稲村会長と加賀・能登の漁業調整を図り、水産課のご協力を得ながら、委員会の運営に努めてまいりたいと思います。

よろしく願いいたします。

[会長代理移動後]

福 嶋 局 長

それでは、議事の進行につきましては、稲村会長をお願いします。

稲 村 会 長

それでは、議事を進めます。

まず、本日の議事録署名人を小川委員と五十嵐委員にお願いします。

[両委員 了承]

では、議題2「日本海・九州西広域漁業調整委員会の石川海区からの代表委員の互選」について、事務局から説明をお願いします。

大 内 局 次 長

5ページの資料2をご覧ください。

水産庁が設置しております日本海・九州西広域漁業調整委員会の委員について、前任の志幸委員が退任されたことに伴う漁業法

第150条の規定を受けて、残任期間の委員を選出していただくものです。

広域漁業調整委員会委員につきましては、参考に記載されているとおりですが、読み上げさせていただきます。

我が国周辺水域における水産資源の管理を的確に行うために、都道府県の区域を越えて広域的に分布回遊し、かつ、それを漁獲する漁業種類が大臣管理漁業と複数の知事管理漁業にまたがる水産資源の管理に係る漁業調整を行うことを目的に、国の常設機関として設置されています。

また、委員会の効率的な運営のため、資源の分布、利用等に応じ関係委員により構成される部会が設けられています。

委員会の機能としましては、広域的に分布回遊する資源を対象とした資源管理に関する事項についての協議調整を行うということで

- ①複数都道府県にまたがる海域を回遊する魚種の資源管理についての検討及び漁業調整
- ②資源管理措置の適切な実施を担保するための「委員会指示」の発動がございます。

なお、広域委員会は、11月と3月に年2回、開催されております。

次に、委員の選出についてですが、退任された志幸委員の残任期間の代わりの委員ということになります。

当委員会から選出された代表委員が、日本海・九州西広域漁業調整委員会（日本海西部会）の委員になり、選出方法は、委員の互選によりますが、これまでは慣例で委員経験の長い方をお願いしてきた経緯がございます。

事務局としては、TAC魚種拡大など沿岸漁業の意見も求められることが多くなることから、もっとも経験の長い勝木委員に就任をお願いできればと考えております。

また、6月には水産庁から次期選出委員の依頼がありますので、再度、委員会で説明をさせていただきたいと思っております。

稲 村 会 長

日本海・九州西広域漁業調整委員会の代表委員については、慣例で期数の一番長い委員をお願いしているとのことで、事務局からは勝木委員をお願いしたいとのことですが、ご意見はありますか。

[意見等無し]

稲 村 会 長

特に、ご意見が無いようでしたら、勝木委員をお願いしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

[異議なし]

稲村会長

それでは、日本海・九州西広域漁業調整委員会の代表委員には、勝木委員にお願いしたいと思います。
勝木委員、よろしくお願いします。

勝木委員

はい。よろしくお願いします。

稲村会長

次に、議題3の「知事許可漁業の更新」について、①制限措置・許可又は起業の認可をすべき期間の公示について、知事より諮問がきております。あわせて、②許可等の取扱方針の制定についても説明をお願いします。

大内局次長

では、先に、諮問文を読み上げます。

[諮問文の朗読]

内容については、水産課より説明をお願いします。

島田主任技師

水産課の島田です。資料3と資料4-1、4-2、4-3について説明します。

4月から新たな委員の方が就任されこともあり、そもそもの内容を簡単に説明したいと思います。

今程、制限措置と言いましたが、改正漁業法時に規定された用語で、皆様の馴染みのある言葉で言えば、許可の内容になります。

昨年12月に漁業法が改正され、許可の内容は、当委員会の意見を聞いた上で公示することになっており、県のホームページで公表し、内容が見ることができるようになっております。

そのため、今回、許可の更新を迎えるにあたり、何隻の船に許可を出すのか、その許可漁業を営む者の資格をどう定めるのか等を当委員会にお諮りすることと併せて、許可の取扱方針についても、新しい法律に合わせた内容で書き直したものをお諮りすることになります。

資料3の9ページ目、これが公表する制限措置と申請する期間ということになります。表の白い部分は、12月1日に既に公示している内容となりますので、表中のグレーになっている部分が、今回の諮問する部分になり、許可をすべき船舶の数とそのうちの遊休許可の数等、及び漁業を営む者の資格となります。

また、今回、許可の更新を迎える漁業種類は、はえ縄（すけとうだら）漁業の県内船と富山県対象の県外船、かご（ばい類）漁業となり、合計3件になります。

資料の表を見ていきますと、はえ縄漁業（すけそうだら）県内船の数は7隻で、括弧書きで2と書いてあるのはそのうちの遊休許可の件数となります。

漁業を営む者の資格については、珠洲市、能登町の越坂から小木までを除いた地区に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者としております。

なお、遊休許可の枠数管理は5隻ということになります。

また、富山県対象のはえ縄（すけとうだら）漁業については、許

可隻数は3隻、漁業を営む者の資格は、富山県に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者となっております。

最後に、かご漁業（かご）になりますが、許可件数は7隻うち1件が遊休許可の名簿管理となっております。

この許可だけ操業区域がグレーとなっておりますが、従来の操業区域に変更はないですが、緯度経度の測地系の表記を日本測地系から世界測地系に変更したことによります。

漁業を営む者の資格としては、輪島市上大沢から町野町曾々木までに漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者となっております。

以上が、資料3の制限措置の公示内容になります。

続いて、資料4-1から資料4-3に許可等の取扱方針があります。

資料4-1は、県内のはえ縄漁業の許可等の取扱方針になり、先程、説明したように、現在、許可等の取扱方針そのものについては、従来の内容を制限措置、条件にしています。

同様に資料4-2は、富山県に出しているはえ縄漁業の許可等の取扱方針、資料4-3は、白山瀬海域におけるかご（ばい類）漁業の許可等の取扱方針になります。

以上で、一括して資料3の制限措置の内容、資料4-1から4-3までの許可等の取扱方針についての説明を終わります。

ご審議の程、よろしくお願ひします。

稲村会長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[質問等無し]

稲村会長

特に無ければ、①制限措置・許可又は起業の認可をすべき期間の公示については、妥当であると判断し、その旨を答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[異議なし]

稲村会長

また、②許可等の取扱方針の制定については、この内容を了承したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[異議なし]

稲村会長

それでは、この内容を了承します。
では次に、議題4の「まいわし漁獲量の留保枠の扱い」について、知事より諮問がきておりますので、お願ひします。

大内局次長

先に、諮問文を読み上げます。

[諮問文の朗読]

内容については、水産課より説明をお願いします。

資料5の17ページ、別紙と書いてあるものをご覧下さい。この別紙によりまして、説明したいと思います。

まずは、マイワシに関する令和3管理年度における漁獲可能量の数量配分について、石川県資源管理方針のマイワシに関する一部分を資料19ページに抜粋しております。

ちなみに石川県資源管理方針には、マイワシだけではなく、その他のTAC対象種についても、このような形で規定しております。新任の委員の方もおられますので簡単に内容をご説明しますと、具体的な魚種についてはズワイガニやクロマグロがあり、年間に獲っても良い数量やどのような管理をしていくか等が定められております。

この石川県資源管理方針については昨年11月に、マイワシの管理部分については12月に、当委員会において諮問答申されており、マイワシは本年1月からその管理を開始しているところであります。

2のマイワシTACの県内配分についてですが、この(1)から(3)までが、石川県資源管理方針に定められている内容を抜粋したのものになります。

- (1) TACの概ね2割を県の留保とする。
- (2) 留保を除いた数量で過去直近3年間の漁獲実績に比率に基づいて漁業種類別に配分する。
- (3) 来遊状況に応じ不足が生じた場合には、留保から配分する。

矢印で示しています文章になりますが、マイワシは特に年によって漁場の偏りや大量入網等があり、漁獲抑制を行っても漁獲量が積みあがる可能性もあるため、県の留保、国の留保からの配分及び他県からの譲渡、こういった方法を組み合わせ、漁獲可能量を追加することによって対応することとしております。

資料のなかほどの表に記載されていますが、令和3年度マイワシのTAC数量は、県全体が16,800トンで、うち留保を2割程度の2,500トンとしており、その残数量を中型まき網と定置漁業等を含めたその他の管理区分ごとに配分しています。中型まき網については4,300トン、定置漁業等を含めたその他は10,000トンです。

以上の内容については、これまでの当委員会で審議済みですので、3の留保からの配分ルールを今回、諮問させていただくこととなります。

その内容についてですが、イワシの漁獲量が増えてきて、中型まき網や定置漁業のいずれかの管理区分において、漁獲可能量の8割を超えた場合は、原則は、県の留保からどれだけの数量をどの管理区分に配分するかを当委員会に諮ることとなりますが、当委員会に諮る時期を待っていたら漁獲ができなくなる可能性もあ

ることから、あくまでも緊急的な対応として、事前に自動的に配分するルールを決めて、速やかな運用が可能になるようにしたいというものです。

以上のルールについて説明します。

資料の18ページに令和3管理年度におけるマイワシの配分ルール（案）があります。

まず、配分対象の基準は、漁獲枠がひっ迫し、操業に支障をきたす場合に配分するものとし、具体的には管理区分ごとの漁獲量が漁獲可能量の8割を超過した場合ということになります。

その時の配分数量については、1回あたり1管理区分あたり1,000トンにし、留保の残枠が1,000トン未満の場合は、その残枠とします。

現在のマイワシの漁模様ですが、内浦の定置網で漁獲されており、今日時点で8,000トン近くの水揚げがあります。今後、8割を超えると想定されますので、その時点で県の留保枠2,500トンから配分することとなります。

また、5月以降に中型まき網の操業が始まりますが、漁獲が増えてきて漁獲可能量が不足する可能性もあり、その場合は国の留保からの配分を考えています。

国のルールについては、石川県全体のマイワシ漁獲量が漁獲可能量16,800トンの75%（12,600トン）を漁獲した場合に自動的に留保から配分され、自動的に配分で足りない場合は、別途、国に対して直接留保からの更なる配分を求めたいと思っています。

国から受けた留保の配分についての県での運用については、いったん県の留保に入れ、各管理区分が8割を超えたら1,000トンの配分又は当委員会で審議したうえでの配分としていきます。

現在の想定では、漁獲時期の早い定置には県の留保から配分され、国の留保を配分する時期は、まき網の操業が始まってからではないかと思っています。いずれにせよ、速やかに配分が可能となるような対応をしたいと思っています。

以上、各管理区分の漁獲量が増加してきて漁獲可能量を超えそうな場合には、漁獲可能量の8割に達した場合に県の留保から配分し、これで県の留保枠がなくなり、全体の75%を満たした場合には、直ぐに国の留保枠を使うという、二段構えで対応していきたいと思っています。

なお、マイワシは年変動の大きな魚種になりますけれども、県全体の漁獲枠が、国の留保の配分を受けて実績となれば、今後のTAC数量の実績配分の際に有利になると考えられますので、柔軟に対応していきたいと思えます。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしく申し上げます。

稲 村 会 長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

中村明子委員

はい。

県の留保分で、自動的に配分されるということですが、国からの場合は75%で、県の場合は8割ということですが、この8割というのは、どういうことで決められたのか、教えていただければと思います。

島田主任技師

中村委員の質問は、国の75%と県の8割は、どういう理由かということだと思いますが、75%というのは、石川県でもマイワシの揚がる量は多く感じられますけれども、全国的にも、例えば、島根県の中型まき網ですと、1日千トン単位で水揚げするような規模ですと、8割とか9割とかいった数字になると、かなり一気に漁獲量が積みあがって、留保の配分が間に合わないということもあまして、1日当たりの水揚げ量を考慮して国の方で定めたということなのです。

一方で、石川県の場合、8割としているのは、特例的に国が対応している75%に合わせるのも1つの理由となりますが、先程、説明いたしました、石川県の場合は、漁獲が多くなってきた管理区分に県の留保枠を充てることで対応することになっていきますので、国よりは少し余裕をもった方法で対応できることになることから8割としているところです。

中村明子委員

わかりました。

稲村会長

よろしいですか。他に、ございませんか。

小川委員

よろしいですか。

中型まき網の漁獲時期は、定置の後になり、定置が枠を使った後に操業することになると思うのですけれども、仮に、定置の方がバンバン獲れて、過去に例のない程の量となり、その後、まき網が操業して、過去に無い程の水揚げになった場合に、本当に、国の方から留保枠をいただけるのですか。ちょっと、不安を感じるのですが。

島田主任技師

国からもらう方法が2つあると話しましたが、75%というところについては、国がその方針の中で定めていますので、逆に要りませんという話をしなければ、自動的に配分されます。

その時に配分される数字は、1,000トンとかといった決まったものではなくて、その時の時期と過去の実績をみながら何トンということ配分されるのですけれども、これは、確実にきます。

もう一つの方法は、国に話をしないといけない場合があります。3年か4年前にも追加配分をもらったのですけれども、石川県の獲り方、これまでの資源管理の状況、こういったことを踏まえながら、個別に何トン下さいということ国の水産政策審議会に諮った上で決まるものがあります。これについては、確かに話

をしないと、完全に約束できるものではありません。

ただ、今の2点で運用したうえで、場合によっては、年変動が大きいとか、資源評価が十分でなかったのではないかと、国に十分に話をしながら、頑張っていきたいと思います。

小川委員

だいたいは、わかるのですけれども、仮に全国的に過去に例のないほどの量が獲れて、石川県も定置が驚くほど獲れて、ここまで日本全国でこれ以上獲れないという状況になったら、TACという名前が付いているので、早い者勝ちということになって、遅くに漁をするものが、損をするのではないかなという不安を感じるのですが。

それで、私達のようなまき網が獲った場合に、本当に、途中でストップがかかるようなことはないのか、マイワシが私達のまき網のメインになっているものですか。先に、獲ったのでストップがかかるということになれば、商売にならないものですか。

それが、ちょっと不安かなと思うのですけれども。大丈夫なら、それでいいのですけれども。

島田主任技師

頑張ります。

小川委員

ただ、頑張りますと言われても。

福嶋局長

島田さん、今の時点で、国の留保はどのくらいあるのですか。

島田主任技師

2万トンくらいあります。

小川委員

2万トンですか、心配のないように聞こえるのですけれど。先程、全国にも他にまき網がいると言われていましたが、ストップがかからないのかなと心配します。

武田次長兼
水産課長

よろしいでしょうか。

小川委員のご懸念はもっともだと思っておりますけれども、全国的にそういう状況になった時には、石川県だけではなく、他の県でもそういう状態になりますので、その時には、他の県と一緒に「こんなに獲れているのにどうするのか」と「後の人達は、枠がなくてどうするのか」と関係都道府県が連携して、国に要求と、いか要望が出来ると思いますので、そういう方法も使いながら、しっかりと頑張っていきたいと思っております。

石川県だけがたくさん獲れたということになれば、国の留保枠は沢山あるわけなので、そこは心配がないと思っております。

小川委員

はい。わかりました。

稲村会長

小川委員、よろしいでしょうか。他にございませんか。

それでは、これ以上なければ「まいわし漁獲量の留保枠の扱い」については、妥当であると判断しまして、その旨を答申したいと思っておりますがよろしいでしょうか。

[異議なし]

稲 村 会 長

次に、議題5の「石川海区漁業調整委員会が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部改正」について事務局から説明をお願いします。

大 内 局 次 長

22ページの資料6をご覧ください。

石川海区漁業調整委員会が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部改正について説明します。

この条例施行規程は、1のとおり、委員会が所管する手続等を、情報通信の技術を利用する方法（電子申請）を行う場合において定める規程ということで、人事委員会、労働委員会等、他の行政委員会でも同様の規程が定められております。

今回、この規程の一部を改正する理由は、2のとおり、国からの押印廃止とオンライン化の推進を受け、総務部長より、令和3年4月1日以降、保有個人情報の開示請求を電子申請においても受け付けるよう通知があったことを受けて、これまでの紙による申請をインターネットでも申請できるようにするということとなります。

説明は以上です。当該条例施行規程の一部を改正について、ご審議の程、お願いします。

稲 村 会 長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[質問等無し]

稲 村 会 長

これ以上なければ、「石川海区漁業調整委員会が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部改正」については、了承したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[異議なし]

稲 村 会 長

それでは、了承することとします。

それでは次に、議題6の「令和3年度石川海区漁業調整委員会開催計画」について事務局より説明をお願いします。

大 内 局 次 長

28ページの資料7をご覧ください。

令和3年度石川海区漁業調整委員会の開催計画につきましては、年に11回の開催ということで、来月5月の休会を除いて、毎月1回開催します。

また、開催日は、第3週目の市場の休市日となる火曜日、連休明けの水曜日に開催したいと思います。

なお、議題につきましては、例年の内容を記載しておりますが、

突発的なものがあれば、議題に入れてご審議する場合もございますので、よろしくお願いいたします。以上です。

福 嶋 局 長 少し補足になりますが、今、新型コロナウイルスの感染が拡大している傾向がございます。

一応、この計画で場所についてもこのような広い会議室で開催してまいりたいと計画しておりますが、今後の様々な状況も踏まえまして、その都度、皆様にご案内と、ご協力をお願いする場合もあるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

稲 村 会 長 ただいま事務局より説明がありましたが、何かご質問等はありませんか。

[質問等無し]

稲 村 会 長 それでは、「令和3年度石川海区漁業調整委員会開催計画」のとおり委員会を開催していきたいと思っております。

委員の皆様、よろしくお願いいたします。

稲 村 会 長 では次に、議題7「3月の許認可実績について」水産課より説明をお願いします。

沢 田 課 長 補 佐 水産課の沢田です。それでは、3月の許認可実績の取り扱い状況について説明します。

資料は、30ページの資料8となります。

これは、水産課で扱っている許認可の実績を、月毎に報告させていただいているものです。表をご覧ください。

[資料-8に基づき説明]

稲 村 会 長 ただいまの説明について、ご質問等はありませんか。

[質問等無し]

稲 村 会 長 それでは、「その他」で何かございますか。特に無いようであれば、事務局からありますか。

大 内 局 次 長 次回の委員会について、ご連絡をします。

5月は休会です。次回は、6月15日(火)13時30分から県庁11階1109会議室で開催したいと思っております。

稲 村 会 長 次回は6月15日ということで、お願いします。

以上をもちまして、委員会を終了します。

ご苦労様でした。

以上、会議の顛末を記録してその正当であることを証するため署名をする。

会 長

署名委員

署名委員
